

## 「金沢国税局統計情報」（平成22年） 正誤表

統計表を見る方のために	
正	<p>4 相続税の主な諸控除            (2) 税額控除                ニ 障害者控除                  障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が85歳になるまで（平成22年3月31日以前に相続又は遺贈で財産を取得したときは、70歳になるまで）の年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。</p>
誤	<p>4 相続税の主な諸控除            (2) 税額控除                ニ 障害者控除                  障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。</p>